

定期試験に際して理工学部・生命科学部の学生諸君へ

試験は学生と教員との信頼にもとづいて行われるものであり、信頼関係を覆すことになる不正行為については、教授会はその当事者に対して下記により厳重に対処します。学生諸君は、充分な試験勉強をし、相互が不快な思いをしないためにも疑わしい行為を慎んで、試験に臨むことを切に希望します。

記

試験等における不正行為の処分基準

1 処分基準

(1)定期試験(それに相当する授業内試験を含む)における不正行為

不正行為様態	処分内容
①計画性の弱い、または偶発的な不正行為 例: a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 参照可の資料等の貸借 d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない e. 答案の持ち帰り	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停学 ○当該科目は無効(E評価)
② 計画性が強い、または意図的な不正行為 例: a. 参照不可の試験でカンニングペーパー使用 b. "机上への書き込み c. "テキスト・ノート等の閲覧 d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 許可されていない機器(携帯電話・スマートフォン等)の持ち込み、使用 f. 答案用紙の交換(行為の態様により③の受験依頼に該当) g. 組織的なカンニング行為	○停学1カ月以上3カ月未満 ○当該科目は無効(E評価)に加え、原則として当該学期全履修科目の受験を無効(E評価)
③ 受験依頼(いわゆる替え玉受験) 例: a. 依頼された他人が本人になりすまして受験(本人の学生証使用) b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○停学3カ月以上6カ月未満または無期停学 ○当該学期全履修科目の単位を無効(E評価)

※上記③に関し、依頼を受けて受験行為を行った者も学則上の対象となりうる。

(2)論文(卒業論文を含む)、レポート、作品等の成績評価に関わる提出課題における不正行為

不正行為様態	処分内容
① 剥窃(ひょうせつ)行為 例: a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに限定的に流用した	○厳重注意または譴責
② 悪質な剥窃(ひょうせつ)行為 例: a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用した b. 他人と示し合わせ、他人とほぼ同一の内容で課題を作成し提出した c. 他人が作成した論文等を、自己の氏名に書き換えて提出した d. 指導にも関わらず繰り返し剥窃行為を行った	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効(E評価)
③代筆依頼 例: a. 論文・レポート等の作成を代行する企業・個人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己が作成したものとして提出した	○停学3カ月以上6カ月未満 ○当該科目は無効(E評価)
④その他不正行為 例: a. データの捏造(ねつぞう)、改竄(かいざん)。	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効(E評価)

※上記③に関し、依頼を受けて代筆行為を行った者も学則上の対象となりうる。

(3)授業・試験等の出席に関する不正行為

不正行為様態	処分内容
①代返行為・虚偽申告 例: a. 他人に依頼し自己の出席報告を行わせた b. 他人から依頼を受け他人の出席報告を行った c. 出席報告書(出席カード等)の偽造により提出した d. 欠席理由に係る証明書類(診断書等)を偽造または虚偽の内容により提出した ※出席報告には、口頭によるもの、出席カード等紙面によるもの、学生証の情報を読み取るもの、各種システムを介して行うもの、いずれも含む。	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停学

(4)不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記(1)～(3)のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことがある。

2 懲戒処分の発効日

原則として当該学期の定期試験期間最終日の翌日とする。

3 本基準の適用日

2018年4月1日から

以上